令和 7 年度

大田原市内部統制評価報告書
に係る審査意見書

大田原市監査委員

大 監 第 ２ ２ 号
令和８年８月２５日

大田原市長　相　馬　憲　一　様

大田原市監査委員　　三　浦　　宏
同　　藤　田　昌　子
同　　前　野　良　三

令和７年度大田原市内部統制評価報告書に係る審査意見書の提出について

地方自治法第１５０条第５項の規定に基づき、令和８年７月１０日付け大総第７７号により審査に付された令和７年度大田原市内部統制評価報告書について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

目　　次

令和７年度大田原市内部統制評価報告書に係る審査意見書

第１　審査の概要
１　審査の対象 ……1
２　審査の着眼点 ……1
⑴　評価手続に係る記載の審査……1
⑵　評価結果に係る記載の審査……1
３　審査の実施内容 ……1

第２　審査の結果及び意見
１　審査の結果 ……1
２　審査の意見 ……1

令和７年度大田原市内部統制評価報告書
に　係　る　審　査　意　見　書

第１　審査の概要

１　審査の対象

令和７年度大田原市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

２　審査の着眼点

⑴　評価手続に係る記載の審査

内部統制の不備が適時に把握され、早期に改善又は是正が行われることを目的とし、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかといった観点から、評価手続に係る記載について審査を行った。

⑵　評価結果に係る記載の審査

市長が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、また、是正された重大な不備がある場合には、評価基準日までに是正されているかといった観点から、評価結果に係る記載について審査を行った。

３　審査の実施内容

評価報告書の審査に当たっては、「大田原市監査基準」に準拠するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成３１年３月総務省）」の「Ⅴ監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、審査を行った。

なお、審査に当たっては、内部統制評価部局に対し関係資料の提出を求め、説明及び質問等の聴取を行うとともに、その他の監査等において得られた知見を活用して審査を行った。

第２　審査の結果及び意見

１　審査の結果

評価報告書について、「第１審査の概要」に基づき審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

２　審査の意見

評価報告書によると、全庁的な内部統制の評価については重大な不備はなく、業務レベルの内部統制の評価については、自己点検によるリスク発生状況におい

て、収入事務 25 件、契約１件及び支出事務 10 件の合計 36 件のリスクが確認された。部局別の内訳については、発生リスク 36 件のうち、経営管理部が 12 件、保健福祉部が８件、市民生活部が６件、総合政策部及び教育部がそれぞれ３件、水道局及び会計課がそれぞれ２件となっている。また、リスク評価の基準による区分の状況については、軽微が５件、中程度が 30 件、重大が１件と判断されている。

重大となった１件の運用上の不備は、令和６年度病児病後児保育事業（子ども・子育て支援交付金対象）の事業者への支払の一部が出納閉鎖期間後となったことから、国庫交付金 374 万 2,000 円を返還することとなり、同額を一般財源で充当することになったものである。これに対する改善措置として、人事異動に伴う事務引継ぎの再確認、複数人によるチェック体制の強化及び業務マニュアルの整備が実施された。

運用上の不備への対応については、複数人によるチェック体制の強化や管理者等による進行管理の徹底など、組織全体で不備の発生を防ぐための体制を整備し、同様の不備が生じることのないよう留意されたい。なお、内部監査の実施においては、不適切事案等の件数が７件であったが、不適切事案等の区分において重大な不備に該当する「指摘事項」はなかった。

今後、内部統制において把握した不備の内容及び再発防止策を全庁で共有し、法令遵守意識の醸成やチェック体制の効果的な改善を通じて、内部統制の充実・強化を図られたい。同時に、職員一人ひとりが内部統制の重要性を深く認識し、高い緊張感と責任感のもとに業務を遂行することで、行政運営に対する市民の信頼と透明性の確保に努められたい。